随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年8月20日	
契 約 件 名	J-PARC MR入射セプタム2電源部品交換　一式	
契 約 金 額	14,102,000円	
契 約 の 相 手 方	京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551 ニチコン（株）	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 ℡ 029－284－4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	高エネルギー加速器研究機構(KEK)では大強度陽子加速器(J-PARC)を稼働させており、J-PARCは400MeV線形加速器(LINAC)、3GeVシンクロトロン(RCS)及び主リングシンクロトロン(MR)から構成される。RCSからMRに3GeV陽子ビームを入射するために使用している入射セプタム電磁石2用パルス電源(入射セプタム2電源)は2007年に製作し、現在も使用を続けているため、使用年数は約20年であり、老朽化が懸念されている電源である。 本件では入射セプタム2電源の老朽化対策のため経年劣化が懸念される部品の交換を行い、正常な出力パルス電流確認までの動作試験を行う。	
随意契約の理由	本件の対象であるMR入射セプタム2電源は、ニチコン（株）によって設計、製作されたものであり、同社は設計・製造及び試験データ等、電源全体に関する詳細な資料を有している唯一の者である。 部品交換後に行う電源全体の動作試験はニチコン（株）でしか実施することができない。また、仮にニチコン（株）以外の会社により動作試験が実施された場合、安全性や性能に関しての責任の所在が不明確な状態になり、電源の今後の利用に著しい支障が生じる恐れがある。 そのため、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者はニチコン（株）をおいて他にはない。	